最近、市内で架空請求のはがきが送りつけられるケースが頻発しています。架空請求とは、利用したことのない利用料・情報料、また借りた覚えの無い借金の返済などを請求するハガキや封書、電子メールなどが送られてくるもので、刑法上では詐欺にあたります。

実際に届いたはがき

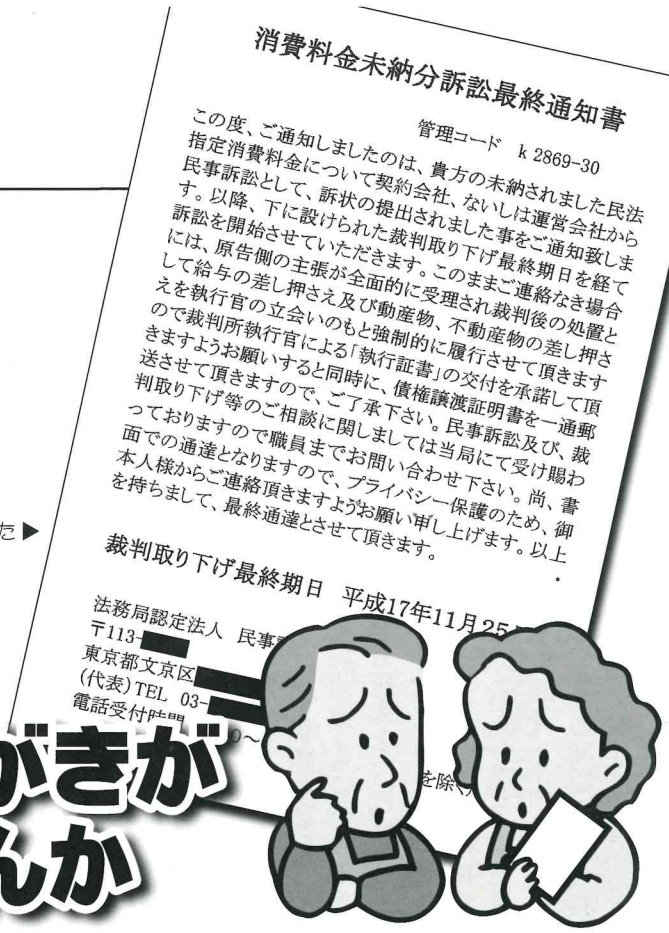

消費料金未納分訴訟最終通知書

管理コード　k 2869-30

この度、ご通知しましたのは、貴方の未納されました民法指定消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出されました事をご通知致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、御本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせて頂きます。

裁判取り下げ最終期日　平成17年11月25

法務局認定法人　民事

〒113-

東京都文京区

(代表)TEL　03-

電話受付時間

気をつけよう！

架空請求のはがきが届いていませんか

不安をあおる請求内容

架空請求では、受け取った人に確認の電話をさせ、言葉巧みにお金を振り込ませようとします。文面には、「民法指定消費料金」や「総合消費料金未納分」などの、何の請求かよく分からない言葉や、「裁判所へ訴える」、「自宅や勤務先へ回収に出向く」などの脅しともとれる内容が並び、不安をあおって連絡させようとします。

また実際に振り込まなくても、問い合わせで相手に電話番号を知られ、架空請求の電話がかかってきたり、聞き出された個人情報が名簿で出回るという被害も発生します。

あわてず冷静に対応を

身に覚えのないあやしい請求でお金を支払う必要はありません。受け取った場合は、次のようなことを心がけて対応してください。

●請求先には絶対に連絡しない

電話などで連絡すると、相手に新たな情報を与えることになります。絶対に連絡しないでください。

●身に覚えのない請求は無視をする

根拠のない請求である以上、「差し押さえ」など実行はされません。

●はがきなどを保管する

同様の請求に備え、送られてきたハガキなどは保管しておきましょう。

●家族に伝える

家族が慌てて電話や支払いをしないよう、架空請求であることをしっかり伝えておきましょう。

●迷ったら相談を

架空請求だと分かっていても、不安に思った場合は一人で悩まず市や警察に相談しましょう。

支払ってしまったら…

架空請求へ支払った場合、お金が返ってくる見込みはほとんどありません。しかし、できるだけ早く警察に相談することで、振込先の口座を凍結するなど、被害を防ぐことができる場合もあります。誤って支払ってしまった場合は、できるだけ早く警察へ相談しましょう。

気になるときは相談を

消費生活相談コーナー

■相談日

毎週水曜日(祝日、12月28日から1月4日を除く)

9時～12時、13時～16時

☎0824-73-1228

※水曜日以外は、市民生活課生活安全係の職員が対応します。

市民生活課生活安全係

☎0824-73-1154

庄原警察署生活安全刑事課

☎0824-72-0110